

パステル



めざして 輝ける社会を 男女ともに

政府は社会のあらゆる分野において、

2020年までに指導的地位*に

女性が占める割合を

少なくとも30%程度とする目標を定めています。

それが「202030(にいまるにいまるさんまる)」です。

多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、

社会の半分を構成する女性の意見を

反映していくことが大切です。

そして女性が輝くことで、

男性も輝く社会になるのではないのでしょうか？

今号ではすべての人が輝ける社会をめざして、

「女性の活躍推進」を特集しました。



CONTENTS

特集 男女ともに輝ける社会をめざして P1

「女性の活躍推進」のゆくえ P2~5

「大田の工匠 NTG」に初の女性技術者が誕生! P6~7

パステルおすすめ本 P8

女性のための「たんぼぼ相談」 P8

* 「指導的地位」 の定義とは？

平成19年
男女共同参画会議決定

- ① 国会議員や県議会議員等の議会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③ 医師や弁護士等専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者